

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月29日

吳市長 様

提出者

住所 吳市中央6丁目2番9号

氏名 呉市
吳市上下水道事業管理者 澤村 直樹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0823-25-3438

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	新宮浄化センター		
事業場の所在地	吳市光町3番4号		
事業の種類	下水道処理施設維持管理業		
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	6,902.0 t	全処理委託量	6,902.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	6,827.0 t
自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投棄処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

不要物等発生量

別紙3のとおり

有機物量
不要物等発生量

排出量
自ら直接再生利用した量

排出量
① 6,319.2

自ら中間処理した量
④ ②+③自ら再生利用を行った量
⑤自ら熱回収を行った量
⑥実績値
⑦自ら中間処理により減量した量
⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
⑩全処理委託量
⑪委託認定処理業者への処理委託量
⑫再生利用業者への処理委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託量
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑩	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑪
自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑩	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑪
自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑩	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑪
自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑩	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑪
自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑩	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量 ⑪

(第2面)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和4年度実績)

産業廃棄物の種類	単位:トン/年												
	① 排出量	② 自ら直接再 生利用した 量	③ 自ら直接埋 立処分又は 海上投入処 分した量	④ 自ら中間処 理した量	⑤ ④のうち熱 回収を行つ た量	⑥ 自ら中間処 理した後の 残さ量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	⑧ 自ら中間処 理した後、再 生利用した 量	⑨ 自ら中間処 理した後、再 生利用した 量	⑩ 直接及び自 ら中間処理 した後の處 理委託量	⑪ ⑩のうち優 良認定業者 への処理委 託量	⑫ ⑪のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑬ ⑪のうち熱 回収認定業 者への処理 委託量
燃え残													
汚泥	6,274.3									6,274.3		6,274.3	
廢油													
廢酸													
廃アルカリ													
廃プラスチック類													
紙くず													
木くず													
繊維くず													
動植物性残さ													
動物系固形不要物													
ゴムくず													
金属くず													
ガラスくず・コンクリートくず及び磁器くず													
鉱さい													
がれき類													
動物のふん尿													
動物の死体													
ばいじん													
沈砂・し渣	44.9									44.9			
合計	6,319.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,319.2	0.0	6,274.3	0.0

別紙3-その2

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	⑪ 全処理委託量	⑩ 廃業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	実績値		⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
									⑪ 廃業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	6,274.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6,274.3	0.0	6,274.3	0.0	0.0	0.0
発虫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沈砂、し渣	44.9	0.0	0.0	0.0	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6,319.2	0.0	0.0	0.0	6,319.2	0.0	6,274.3	0.0	0.0	0.0	0.0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

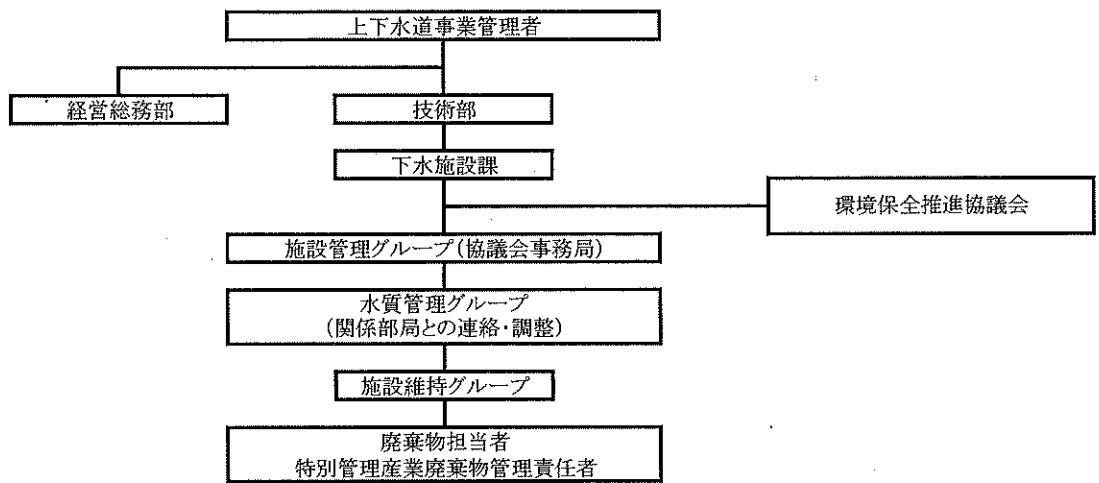
(令和4年度実績)

単位:トン／年

	目標値		実績値
排出量	6,902.0	①排出量	6,319.2
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②自ら直接再生利用した量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
全処理委託量	6,902.0	⑩全処理委託量	6,319.2
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	6,827.0	⑫再生利用業者への処理委託量	6,274.3
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		下水施設課長	
役割	環境保全推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、分別、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○自己評価及び改善策の検討 会長：下水施設課 課長 会員：主幹及び各グループリーダー 事務局：施設管理グループ（課内の連絡・調整、会の進行・記録） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 	
	施設維持グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○汚泥脱水処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理、月報・年報の作成・管理 ○職員、委託業者に対する教育・啓発 ○その他関係する事項 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○特別産業廃棄物管理票の交付・管理、月報・年報の作成・管理 ○特別産業廃棄物管理責任者の設置 ○監督官庁への各種報告 ○関係部局との連絡・調整 	
廃棄物管理組織図			
<pre> graph TD A[上下水道事業管理者] --> B[経営総務部] A --> C[技術部] B --- D[下水施設課] C --- D D --> E[施設管理グループ
(協議会事務局)] E --> F[水質管理グループ
(関係部局との連絡・調整)] F --> G[施設維持グループ] G --> H[廃棄物担当者
特別管理産業廃棄物管理責任者] D --- I[環境保全推進協議会] I --- E </pre>			



産業廃棄物の一連の処理の工程

図1 新宮浄化センターでの工程

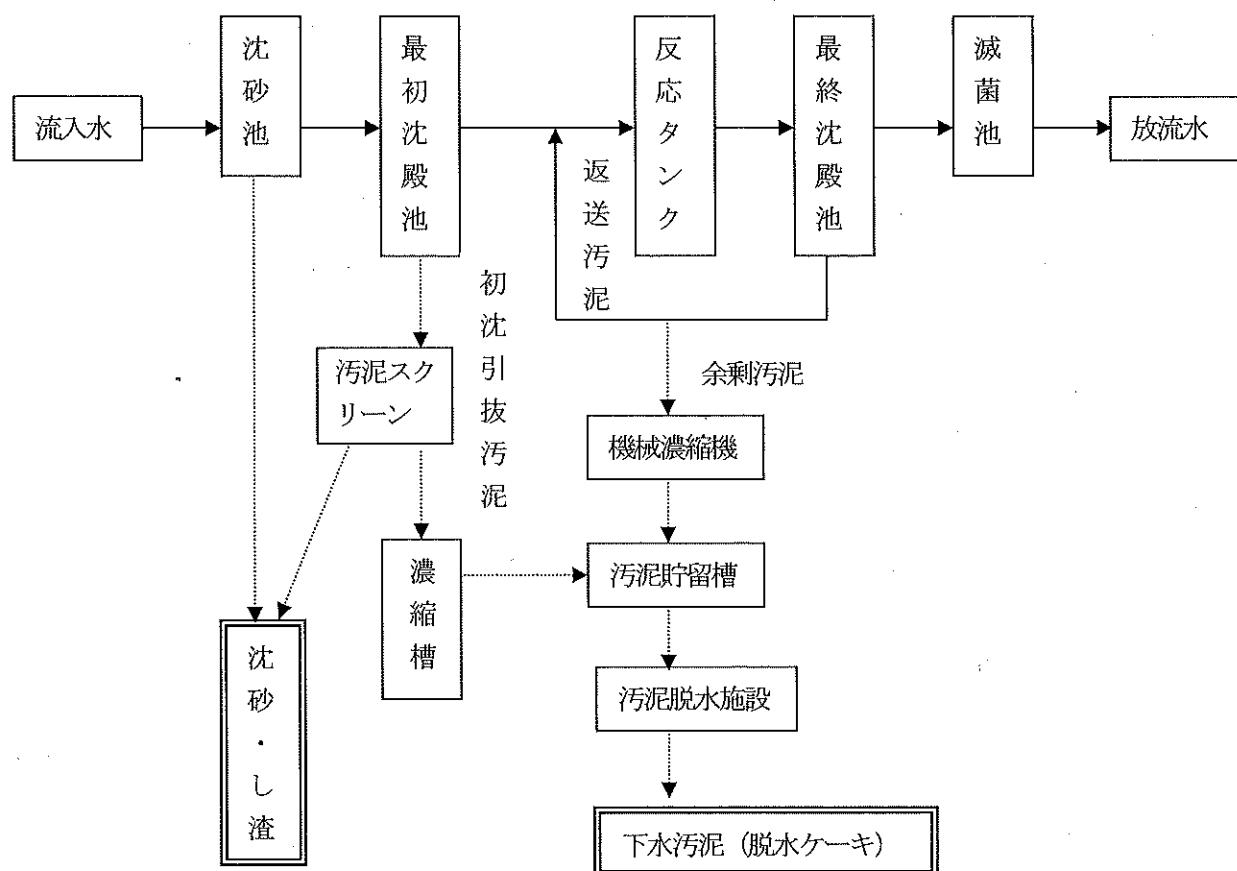


図2 処理の工程

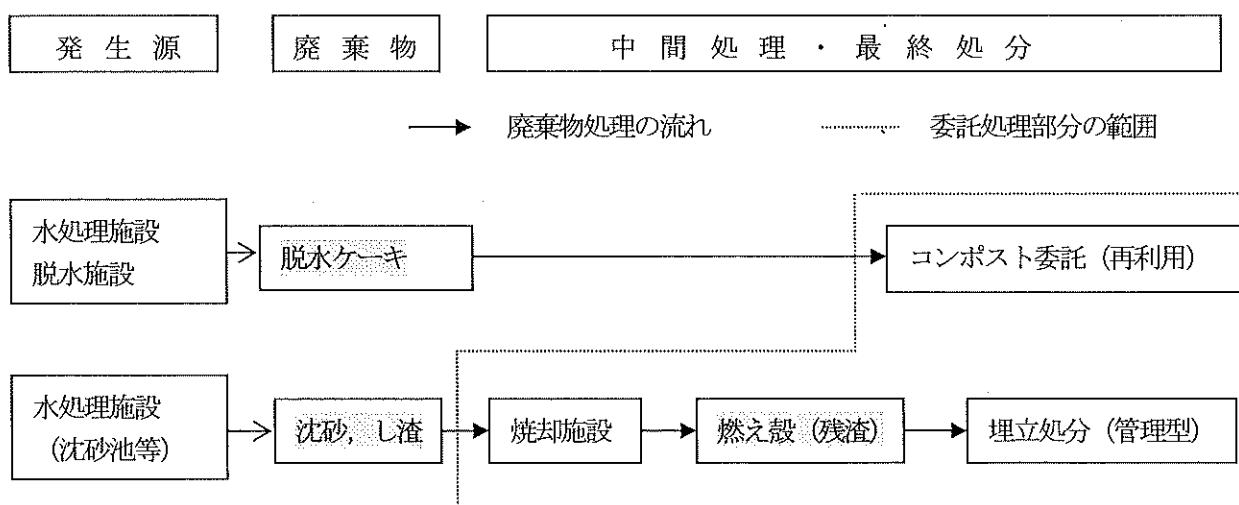


表1 産業廃棄物の種類別性状の説明

下水汚泥	<ul style="list-style-type: none">・初沈引抜汚泥と余剰汚泥を混合したもの。・初沈引抜汚泥は、最初沈殿池で沈んだ小さな砂及び有機物が混ざったもので、重力濃縮槽で濃縮させ、ヘドロ状を呈する。・余剰汚泥は、反応タンクで汚水中の有機物を微生物により分解処理する時に増殖した活性汚泥の一部を引き抜いて、機械濃縮したもの。・脱水処理後に含水率約75%になる。
沈砂、し渣	<ul style="list-style-type: none">・沈砂池で沈んだ比較的大きな砂粒やスクリーンで取り除いたゴミをかき揚げたもの。